

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント</p> <p>注 1～3 ひる (省略) 4 第25.30 項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨張させてないものに限る。)、アースカラー(焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。)、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石(磨いてあるかないかを問わない。)、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石(凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。)、黒玉、ストロンチアナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。)並びに陶磁製品、れんが又はコンクリートの破片を含む。 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第25類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント</p> <p>注 1～3 ひる (省略) 4 第25.30 項には、蛭石、真珠岩及び緑泥岩(膨張させてないものに限る。)、アースカラー(焼いてあるかないか又は相互に混合してあるかないかを問わない。)、天然の雲母酸化鉄、こはく、海泡石(磨いてあるかないかを問わない。)、板状、棒状その他これらに類する形状に凝結させたこはく及び海泡石(凝結させたものにあつては、成形後に加工したものを除く。)、黒玉、ストロンチアナイト(焼いてあるかないかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。)並びに陶磁製品の破片を含む。 (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>25.17 小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理してあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理してあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物からなるマガダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマガダム並びに第25.15 項又は第25.16 項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、小石、砂利及び碎石（異なる種類の石の混合物を含むものとし、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限る。）を含む。<u>同様の目的に供される建設及び解体に伴う廃棄物を分別したもので、主として石の破片から成るものも、そのままの状態であるか破碎してあるかにかかわらずこの項に属する。</u></p> <p>（省 略）</p>	<p>25.17 小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理してあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理してあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物からなるマガダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマガダム並びに第25.15 項又は第25.16 項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、小石、砂利及び碎石（異なる種類の石の混合物を含むものとし、コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限る。）を含む。</p> <p>（省 略）</p>	
<p>25.18 ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス</p> <p><u>2518.10 - ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものを除く。）</u></p> <p><u>2518.20 - ドロマイト（焼いたもの及び焼結したものに限る。）</u></p> <p><u>2518.30 - ドロマイトラミングミックス</u></p> <p>ドロマイトは、天然のカルシウム・マグネシウム炭酸複塩である。</p> <p>この項には、粗のドロマイトの他、焼いた又は焼結したドロマイトを含む。</p> <p>（省 略）</p>	<p>25.18 ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないかを問わない。）及び凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）</p> <p><u>2518.10 - ドロマイト（焼いたものを除く。）</u></p> <p><u>2518.20 - ドロマイト（焼いたものに限る。）</u></p> <p><u>2518.30 - 凝結ドロマイト（タールドロマイトを含む。）</u></p> <p>この項には、粗のドロマイトの他、焼いた又は焼結したドロマイトを含む。</p> <p>（省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p>(削除)</p>	<p>25.27 天然の氷晶石及びチオライト</p>	
<p>25.30 鉱物(他の項に該当するものを除く。) (省略) (削除) (省略) (A)~(C) (省略) (D) 鉱物(他の項に該当するものを除く。)及び陶磁製品の破片 (1)~(5) (省略) (6) 庭土(Garden earth)、沼地土(heath earth, marsh earth)、泥灰石(marl)、沖積土(alluvium)、腐葉土(leaf moulds)、掘削土(excavated soil)及び下層土(subsoil)：農業又は造園に使用するが、31類(肥料)には分類しない(自然の状態において少量の窒素、リン又はカリウムを含んでいるかいないかを問わない)。ただし、この項には、全ての種類の掘削された天然の砂を含まない(25.05)。 (7)~(13) (省略) (14) 天然の氷晶石(cryolite)：主としてグリーンランドに産出し、雪白色(着色したものもある。)で、光沢を有し、ほとんど透明である。フラックスとして、特にアルミニウムの電気製錬に使用する。天然のチオライト(chiolite)は、氷晶石と同様にフルオロアルミニン酸ナトリウムとみなすことができる。この項には、氷晶石及びチオライトに類似した組成の化学的に製造したふつ化物を含まない(28.26)。 (省略)</p>	<p>25.30 鉱物(他の項に該当するものを除く。) (省略) <u>2530.40 - 天然の雲母酸化鉄</u> (省略) (A)~(C) (省略) (D) 鉱物(他の項に該当するものを除く。)及び陶磁製品の破片 (1)~(5) (省略) (6) 沼地土(Garden earth, heath earth, marsh earth)、泥灰石(marl)、沖積土(alluvium)及び腐葉土(leaf moulds)：農業に使用するが、31類(肥料)には分類しない(自然の状態において少量の窒素、リン又はカリウムを含んでいるかいないかを問わない)。 (7)~(13) (省略) (新設) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第26類 鉱石、スラグ及び灰</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(b) (省略)</p> <p>(c) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの（第27.10項参照）</p> <p>(d) (省略)</p> <p>(e) (省略)</p> <p>(f) (省略)</p> <p>(g) (省略)</p> <p>2</p> <p>3 第26.20項には、次の物品のみを含む。</p> <p>(a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物（第26.21項の都市廃棄物の焼却によって生じた灰及び残留物を含まない。）</p> <p>(b) 硒素を含有する灰及び残留物で、硒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの（金属を含有するかしないかを問わない。）</p> <p>。</p> <p>。</p> <p>。</p> <p>号注</p> <p>1 第2620.21号において「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥」とは、加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤（例えば、テトラエチル鉛）の貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄から成るものをいう。</p> <p>2 硒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、^ひ硒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。</p> <p style="text-align: center;">総説 (省略)</p> <p>26.01項から26.17項までは、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 上記の金属を含有している鉱物で次に掲げるもの</p> <p>() 他の項に特掲されているもの：例えば、焼いてない硫化鉄鋼（25.02）、天然のクリオライト及び天然のチオライト（25.30）</p> <p>() (省略)</p> <p>(b)~(e) (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第26類 鉱石、スラグ及び灰</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(b) (省略)</p> <p>(c) (新設)</p> <p>(d) (省略)</p> <p>(e) (省略)</p> <p>(f) (省略)</p> <p>(g) (省略)</p> <p>2</p> <p>3 第26.20項には、工業において金属の採取又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物のみを含む。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">総説 (省略)</p> <p>26.01項から26.17項までは、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 上記の金属を含有している鉱物で次に掲げるもの</p> <p>() 他の項に特掲されているもの：例えば、焼いてない硫化鉄鋼（25.02）、天然のクリオライト及び天然のチオライト（25.27）</p> <p>() (省略)</p> <p>(b)~(e) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>26.20 灰及び残留物（^ひ砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。） （省略） <u>- 鉛を主成分とするもの</u> <u>2620.21 - - 加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥</u> <u>2620.29 - - その他のもの</u> （省略） （削除） <u>2620.60 - ^ひ砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、^ひ砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの</u> <u>- その他のもの</u> <u>2620.91 - - アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの</u> <u>2620.99 - - その他のもの</u> <u>この項には、砒素（金属を含有するかしないかを問わない。）、金属又はこれらの化合物を含有する灰及び残留物（26.18 項、26.19 項又は71.12 項のものを除く。）で、工業的に砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものを含む。</u>これらは、鉱石若しくは金属精錬中間生産物（例えば、マット）の処理、又は電解法、化学的方法その他の機械加工を伴わない金属の処理工程において生ずる物品である。この項には、金属の機械加工の際に生ずるくず及び金属製品の廃却品から成るくずを含まない（14部又は15部）。他方、非鉄金属の機械加工によつて生ずるスケールで本来酸化物のものは、この項に属する。 この項には次の物品を含む。 (1)~(9) （省略） <u>(10) 加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥：加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤の貯蔵タンクから得られたもので、主として鉛、鉛化合物（テトラエチル鉛及びテラメチル鉛を含む。）及び酸化鉄（貯蔵タンクの錆に由来するもの）からなる。通常、このような汚泥は、鉛又は鉛化合物の回収に使用され、実用的な量の石油は含有していない。</u> （次葉へ）</p>	<p>26.20 灰及び残留物（金属又はその化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。） （省略） <u>2620.20 - 鉛を主成分とするもの</u> （省略） <u>2620.50 - バナジウムを主成分とするもの</u> （新設） <u>2620.90 - その他のもの</u> この項には、金属又はその化合物を含有する灰及び残留物（26.18 項、26.19 項又は71.12 項のものを除く。）で、工業的に金属の採取又は金属化合物の製造原料に使用するものを含む。これらは、鉱石若しくは金属精錬中間生産物（例えば、マット）の処理、又は電解法、化学的方法その他の機械加工を伴わない金属の処理工程において生ずる物品である。この項には、金属の機械加工の際に生ずるくず及び金属製品の廃却品から成るくずを含まない（14部又は15部）。他方、非鉄金属の機械加工によつて生ずるスケールで本来酸化物のものは、この項に属する。 この項には次の物品を含む。 (1)~(9) （省略） （新設） （次葉へ）</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>26.20 (11) <u>亜鉛、鉛又は銅の製錬の際に生ずる煙道ダスト：一般に、銅及び鉛の製錬の際に生ずる煙道ダストは砒素を含有し、鉛及び亜鉛の製錬による煙道ダストはタリウムを含有している。</u></p> <p>(12) <u>亜鉛、鉛又は銅の製錬の際に生ずる灰及び残留物：水銀を多く含有し、酸化物、硫化物又は他の金属とのアマルガムの形で通常存在する。</u></p> <p>(13) <u>アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物：一般に、これらの金属を含有する物品の加工（例えば、加熱処理）の際に生ずる廃棄物である。</u></p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>都市廃棄物の焼却の際に生じた灰及び残留物（26.21）</u></p> <p>(b) <u>石油の貯蔵タンクより得られた汚泥で、主として石油からなるもの（27.10）</u></p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(d) (省 略)</p> <p>(e) (省 略)</p> <p>(f) (省 略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>26.20 (新 設)</p> <p>この項には、また、次の物品を含まない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(d) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>26.21 <u>その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含む。)並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物</u> <u>2621.10 - 都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物</u> <u>2621.90 - その他のもの</u></p> <p>この項には、鉱石の処理工程又は冶金工程から得られるスラグ及び灰で26.18 項から26.20 項までに属しないもののほか、その他の物質又は工程から選られたスラグ及び灰も含む。多くの物品は、肥料として使用されるが、塩基性スラグを除き31類には属さずこの項に属する。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(4) (省 略) (5) <u>都市廃棄物の焼却の際に生じた灰及び残留物(38類注3参照) : クリンカーとある種の有害金属(例えば、鉛)との混合物であることが多く、一般に、骨材の代替品としてゴミ埋め立て地の上の仮設道路建設に使用される。このタイプの灰及び残留物は、金属又は金属化合物が回収できるほどの量の金属は含有していない。</u></p>	<p>26.21 <u>その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含む。)</u></p> <p>この項には、鉱石の処理工程又は冶金工程から得られるスラグ及び灰で26.18 項から26.20 項までに属しないもののほか、その他の物質又は工程から選られたスラグ及び灰も含む。多くの物品は、肥料として使用されるが、塩基性スラグを除き31類には属さずこの項に属する。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1)~(4) (省 略) (5) (新 設)</p>	

新	旧	備 考
<p>第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p>注 1 , 2 (省 略) 3 第27.10 項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。 (a) 一次製品として再利用できない油（例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油） (b) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの (c) 水に乳化又は水と混合している状態の油（例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油）</p> <p>号注 1 ~ 2 (省 略) 3 第2707.10 号、第2707.20 号、第2707.30 号、第2707.40 号及び第2707.60号において「ベンゾール（ベンゼン）」、「トルオール（トルエン）」、「キシロール（キシレン）」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。 4 第2710.11 号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86の方法による温度210 度における減失量加算留出容量が全容量の90%以上のものをいう。 (省 略)</p>	<p>第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p>注 1 , 2 (省 略) (新 設)</p> <p>号注 1 ~ 2 (省 略) 3 第2707.10 号、第2707.20 号、第2707.30 号、第2707.40 号及び第2707.60号において「ベンゾール」、「トルオール」、「キシロール」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。 (新 設) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>27.07 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの</p> <p><u>2707.10 - ベンゾール(ベンゼン)</u> <u>2707.20 - トルオール(トルエン)</u> <u>2707.30 - キシロール(キレン)</u></p> <p>(省 略) この項には、次の物品を含む。 (1) 高温コールタールの蒸留の際に多少分留範囲を広くして得られる油状物質及びその他の产品。これらは主として芳香族炭化水素及びその他の芳香族化合物から成る混合物である。 これらの油状物質及びその他の产品には、次の物品を含む。 <u>- ベンゾール(ベンゼン)、トルオール(トルエン)、キシロール(キレン)及びソルベントナフサ</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>27.07 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの</p> <p><u>2707.10 - ベンゾール</u> <u>2707.20 - トルオール</u> <u>2707.30 - キシロール</u></p> <p>(省 略) この項には、次の物品を含む。 (1) 高温コールタールの蒸留の際に多少分留範囲を広くして得られる油状物質及びその他の产品。これらは主として芳香族炭化水素及びその他の芳香族化合物から成る混合物である。 これらの油状物質及びその他の产品には、次の物品を含む。 <u>- ベンゾール、トルオール、キシロール及びソルベントナフサ</u></p> <p>(省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>27.10 石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油 <u>- 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</u></p> <p>2710.11 - - 軽質油及びその調製品</p> <p>2710.19 - - その他のもの <u>- 廃油</u></p> <p>2710.91 - - ポリ塩化ビフェニル（P C B）、ポリ塩化テルフェニル（P C T）又はポリ臭化ビフェニル（P B B）を含むもの</p> <p>2710.99 - - その他のもの</p> <p style="text-align: center;">() 一次製品</p> <p>この項の前半部分には、27.09 項の解説に規定されている処理以外の処理により得られた物品を含む。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超える類似の油：これらは、石炭の低温乾留、水素添加又はその他の方法（例えば、クラッキング、改質等）によつて得られる。 (省略) 混合アルキレンは、主として<u>溶剤又は希釈剤として化学合成に使用される</u>。</p> <p>(C) (省略) () 廃油 <u>廃油とは、この類の注2の石油及び歴青油を主成分とする廃棄物である（水と混合しているかいないかを問わない。）。</u> <u>廃油には、次の物品を含む。</u> (1) 一次製品として再利用できない廃石油その他これに類する廃油（例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油）：主として熱交換器、トランスフォーマー又はスイッチギヤーのような電気機器からポリ塩化ビフェニル（P C B）、ポリ塩化テルフェニル（P C T）及びポリ臭化ビフェニル（P B B）を排出することにより生ずるこれらの化学品を含有する廃油 (次葉へ)</p>	<p>27.10 石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>この項には、27.09 項の解説に規定されている処理以外の処理により得られた物品を含む。</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(A) (省略)</p> <p>(B) 非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超える類似の油：これらは、石炭の低温乾留、水素添加又はその他の方法（例えば、クラッキング、改質等）によつて得られる。 (省略) 混合アルキレンは、主として<u>化学合成に又は溶剤若しくは希釈剤として使用される</u>。</p> <p>(C) (省略) (新設)</p> <p>(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>27.10 (2) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥：主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの (3) 水に乳化又は水と混合している状態の廃油：例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油又は使用済みの切削油</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥：加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤の貯蔵タンクから得られ、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄からなる。実用的な量の石油は含んでおらず、通常、鉛又は鉛化合物の回収に使用される（26.20）。</p> <p>(b) (省略) (c) (省略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>27.10</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(新設)</p> <p>(a) (b) (省略) (c) (省略)</p>	